

労働基準広報 2014 No.1839

12/11

CONTENTS

特集 出産・育児に関する諸制度の解説 ————— 6

有期労働者も育休の取得が可能 違反すれば企業名の公表も

事業主は1歳に満たない子を養育する労働者に対し、原則として子の1歳到達日（誕生日の前日）までの期間のうち、労働者が申し出た期間について育児休業を与えなければならない。育児休業制度の適用対象はいわゆる正社員に限られてはならず、①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている、②子の1歳到達日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる（子の2歳の誕生日の前々日までに労働契約の期間が満了し、かつ、契約が更新されないことが明らかなる者を除く）——という要件を満たす有期の労働者についても取得させなければならない。

（編集部）

●取材シリーズ／人事大事の時代＜事例編＞⑩ — 18

ダイバーシティ・マネジメントの強化に向け女性管理職登用促進や人事制度改正に取り組む

～明治安田生命保険相互会社～

明治安田生命保険相互会社では、2014年4月時点で8.6%である女性管理職比率を2017年4月に20%に高める数値目標を設定し、「女性リーダー候補者」を登録し、キャリア開発支援策を強力に推進している。また、「同一職務＝同一賃金」を指向する処遇体系に移行し、契約社員も無期契約化し、職員への登用をいっそう推進するなどしている。

●裁判例から学ぶ予防法務〈第4回〉 — 28

ミレジム事件

（東京地裁 平成24年12月14日判決）

従業員兼務取締役の勤務実態把握を曖昧な管理はトラブルの温床に

（弁護士・井澤慎次）

●NEWS ————— 1

（厚労省・事業場規模別の法違反状況まとめ）10～49人では労働時間関係の違反率35%／（厚労省・高齢者の雇用状況）希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は71%／（厚労省・23年3月卒業者の状況）新規大卒の3割以上が卒業後3年以内に離職／（厚労省・2014年度の厚労大臣表彰）キャリア形成支援の模範企業に10社決定／（第46回社労士試験の合格者）合格率は9.3%で前年を3.9ポイント上回る／ほか

●労務資料／平成25年労働安全衛生調査（実態調査）結果① ————— 42

メンタル対策に取り組む事業所61%

～事業所調査～

（厚生労働省調べ）

●連載 労働スクランブル⑩（労働評論家・飯田康夫） — 40 ●わたしの監督雑感 香川・丸亀労働基準監督署長 新川裕司 — 54

●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

税 務	〔未払いの割増賃金を和解金として支払う〕	源泉徴収は必要か	————— 48	弁護士・加島幸法
出向・転籍	〔従業員の3分の2を親会社へ出向させる〕	出向人数に制限あるか	————— 50	弁護士・荻谷聡史
社会保険	〔通勤手当の非課税限度額の変更〕	社会保険の手続き必要か	————— 52	特定社労士・大槻智之

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内